

**参考**

**短時間勤務会計年度任用職員（地域協働活動コーディネーター）の概要**

- 地方公務員法の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、岡山県教育委員会では、以前の特別職非常勤職員等の職について、業務内容等を踏まえ、短時間勤務会計年度任用職員の職へ移行しています。
- 短時間勤務会計年度任用職員としての任用、給与その他の勤務条件の概要は、以下のとおりとなります。

区 分	短時間勤務会計年度任用職員
任用根拠	・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	・ 一会計年度を超えない期間 ※年度中途の採用であっても任期は年度末（3月31日）まで
勤務形態	・ 1日当たり7時間45分以内 ・ 年度内の勤務時間数は576時間以内
募集方法	・ 原則として公募により任用する。
採用方法	・ 書類審査、面接等による選考 ※令和7年度採用者を引き続き任用する場合を含む。
再度の任用	・ 任期ごとに、勤務実績等を考慮した能力実証を行う。
給 与	・ 報酬
地域手当に相当する報酬	・ 岡山市内勤務の場合は支給 ・ 支給額＝基本報酬（時給）×支給割合×勤務時間数 ※ 支給割合：岡山市 4/100、倉敷市4/100
費用弁償（通勤に要する費用）	・ 算出方法は、これまでの特別職非常勤講師と同様 ※初日主義は適用しない。（月途中の採用であっても、採用の日から支給） ※通勤に要する費用は、勤務に応じて日額として支給（有給休暇取得時など、通勤実態がない場合は支給しない）
時間外勤務手当に相当する報酬	・ 時間外勤務は命じない。
夜間勤務手当に相当する報酬	・ 夜間勤務は命じない。
期末手当 勤勉手当	・ 支給しない。
給与決定	・ 県教委で給与額（時給）を決定（R8年度予定額 2,560円）
昇給	・ なし
支給日	・ 翌月15日（8月については12日）
給与改定	・ 一般職員と同様

旅 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の例により計算し、財務システムにより支給</li> <li>※赴任旅費は支給しない。</li> </ul>
休 暇	年次休暇 <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間に応じ定める日数（最大20日）を任用時に付与</li> </ul>
	年次休暇以外の休暇等 <ul style="list-style-type: none"> <li>【有給】</li> <li>公民権の行使、官公署出頭、災害による現住居の滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、不妊治療のための休暇、産前、産後、配偶者出産、育児参加、私傷病</li> <li>【無給】</li> <li>保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病（保健指導・健康診査に基づく指導事項遵守）、公務上の疾病、骨髄等ドナー、育児休業、部分休業</li> <li>※詳細は別紙参照</li> </ul>
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入しない ※労働時間が基準未満のため</li> </ul>
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入しない ※労働時間が基準未満のため</li> </ul>
給与システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象（予定）</li> </ul>
公務災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法による補償</li> </ul>
人事評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募による選考を経ない再度の任用を予定している場合は対象（簡易な方法により実施）</li> <li>目標設定の基準日：任用開始日</li> <li>能力評価、実績評価の基準日12月1日</li> <li>・公募による再度の任用を行う場合及び任用期間が3月に満たない場合は省略可</li> </ul>
研 修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に必要な研修は主に各所属において実施することとするが、全職員を対象に実施する応募研修や研修会への参加は可能</li> </ul>
分 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員と同じ取扱い</li> </ul>
懲 戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員と同じ取扱い</li> </ul>
健康診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属において実施される定期健康診断</li> <li>・ストレスチェック</li> </ul>

## 会計年度任用職員 年次休暇以外の休暇等

項目	報酬有無	事由	日数等
公民権行使	有	選挙権等の公民権行使をする場合	必要と認められる期間
官公署出頭	有	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
現住所滅失等	有	災害により現住所が滅失・損壊等した場合	1週間を超えない期間
出勤困難	有	災害や交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
退勤途上	有	災害等に際し退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
忌引	有	親族が死亡した場合	死亡した親族に応じて定める日数（最大10日）の範囲内の期間
結婚	有	結婚する場合	結婚日の5日前から結婚日後1月の範囲内で連続5日以内の期間
夏季	有	任用期間6月以上の場合	6月1日から10月31日までの範囲内で週又は年の勤務日数に応じて定める日数（最大3日）
妊産婦の健康診査・保健指導	有	妊娠中又は出産後1年以内の女性が母子保健法の規定による保健指導や健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週に1回、妊娠満24週から満35週までは2週に1回、妊娠満36週から分娩までは1週に1回、産後1年まではその間に1回、その都度必要と認められる時間
妊娠中の通勤緩和	有	妊娠中の女性が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母子の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）	有	不妊治療に係る通院等をする場合 （週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	1の年度で5日以内の期間 （当該通院等が体外受精又は顕微授精である場合にあっては10日） （日又は時間単位で取得）
産前	有	女性が6週（多胎の場合は14週）以内に出産予定の場合	出産日までの期間
産後	有	女性が出産した場合	出産日の翌日から8週を経過する日までの期間
配偶者出産休暇	有	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 （週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日以内の期間 （日又は時間単位で取得）
育児参加のための休暇	有	妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日後1年を経過するまでの期間で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 （週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	当該期間内において5日以内の期間 （日又は時間単位で取得）
私傷病	有	公務外の負傷等のため療養を要する場合 （任用期間6月以上又は継続勤務6月以上（年の勤務日数47日以下を除く）の場合に限る）	週の勤務日数又は年の勤務日数に応じて定める日数（最大10日）の範囲内で必要と認められる期間
保育時間	無	生後1年未満の子を保育する場合	1日2回各30分以内の時間

項目	報酬 有無	事由	日数等
子の看護	無	小学校3年生までの子の看護や学校行事（人事委員会が定めるものに限る）に出席する場合（週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	1の年度で5日 （子が2人以上の場合は10日） （日又は時間単位で取得）
短期介護	無	要介護者を介護する場合（週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	1の年度で5日 （要介護者が2人以上の場合は10日） （日又は時間単位で取得）
介護休暇	無	要介護者を介護する場合（週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上で、当該休暇開始予定日から93日を経過する日から6月を経過する日までに任用期間満了及び任命権者を同じくする職に引き続き任用されないことが明らかでない場合に限る）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、通算して93日を超えない範囲内で必要と認められる期間 （日又は時間単位で取得） （時間単位で取得する場合は勤務時間の始め又は終わりに1日4時間以内）
介護時間	無	要介護者を介護する場合（週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上で、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合に限る）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、勤務時間の始め又は終わりに1日2時間（1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間未満なら当該減じた時間）以内で必要と認められる時間 （30分単位で取得）
生理	無	女性が生理日に就業困難な場合	必要と認められる期間
妊産疾病	無	女性が母子保健法の規定による保健指導や健康診査に基づく指導事項を守るため勤務できない場合	必要と認められる期間
公務上の傷病	無	公務上の負傷等のため療養を要する場合	必要と認められる期間
骨髄等ドナー	無	骨髄又は末梢血幹細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間
育児休業	無	子を養育する場合 （子が1歳6か月に達する日までに任期満了及び引き続き任用されないことが明らかでなく、週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	子が1歳（一定の場合は2歳）に達する日までの期間
部分休業	無	子を養育する場合 （1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があり、週の勤務日数3日以上又は年の勤務日数121日以上の場合に限る）	子が3歳に達する日まで、勤務時間の始め又は終わりに1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間 （30分単位で取得）